

浜松北高等学校いじめ防止基本方針

静岡県立浜松北高等学校

令和8年4月改定

〒432-8013 静岡県浜松市中央区広沢1丁目30-1

《電 話》 0 5 3 - 4 5 4 - 5 5 4 8

《F A X》 0 5 3 - 4 5 6 - 3 3 1 6

目 次

はじめに	・・・・・・・・	1
第1章 基本的な事項	・・・・・・・・	2
1 本校の教育方針（スクールミッション）		
2 いじめ防止基本方針の策定		
3 いじめの定義		
4 いじめの理解	・・・・・・・・	3
5 いじめの防止等に関する基本的な考え方		
6 いじめ防止基本方針の広報啓発		
7 学校評価による取組の改善		
第2章 組織の設置	・・・・・・・・	4
1 組織の設置		
2 教職員の役割		
第3章 いじめの防止	・・・・・・・・	6
1 基本的な考え方		
2 道徳教育等の推進		
3 保護者や地域への啓発		
4 配慮を要する生徒への支援と教職員の資質向上		
5 学校評価による取組の改善		
6 年間指導計画		
第4章 いじめの早期発見・早期対応	・・・・・・・・	7
1 基本的な考え方		
2 いじめの情報共有		
3 早期発見・早期対応のための具体的対応		
第5章 いじめに対する措置	・・・・・・・・	8
1 基本的な考え方		
2 発見・通報を受けた時の具体的対応		
第6章 重大事態への対応	・・・・・・・・	11
1 基本的な考え方		
2 重大事態の定義		
3 重大事態への対応		
(別紙) いじめにかかる重大事態発生後流れ（フロー）		

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

それゆえに、いじめは、どんな理由があろうとも絶対あってはならないことであると考えますが、残念ながらいじめによる重大な事案が後を絶たない現状にあります。

いじめから生徒を守るために、

- ・「いじめはどの生徒にも、どこでも起こり得る問題である」という認識を持つ
- ・「いじめは人として絶対に許されない行為である」という毅然とした態度で臨む
- ・小さなサインを見逃さず、生徒や保護者の訴えを真剣に受け止める姿勢を持つ
- ・いじめられている生徒の立場に立って考え、初期段階から組織的に取り組む
- ・日頃から生徒や保護者、地域との信頼関係の構築に努める

という基本認識を持ち、不断の努力でいじめが起きにくい学校づくりを目指していく必要があります。

いじめをなくすため、国は、平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」を施行し、これに基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。これらを受け、本県では平成26年3月に「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定、平成28年12月には「静岡県子どもいじめ防止条例」を制定するなど、いじめ問題の克服に向けて社会総がかりで取り組んできました。しかしながら、重大事態の発生件数に歯止めがかからない現状があることに加え、法の施行から10年が経過したことから、令和6年8月に、平成29年に国が策定した「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂が行われました。

本校も、これらの趣旨に則り、いじめの基本的な考え方を共有し、問題の克服に向けて、家庭や地域、関係機関と連携・協力するとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、さらには重大事態への対応等のための方策を総合的かつ効果的に推進していきます。

浜松北高等学校いじめ問題対策委員会

浜松北高等学校いじめ防止基本方針

第1章 基本的な事項

1 本校の教育方針（スクールミッション）

「自主独立」の精神のもと、向学心と向上心にあふれる仲間と切磋琢磨する学校として、授業や学校行事、部活動、キャリア教育や異文化理解教育等の全教育活動を通して、広く世界的視野に立って人類の発展に貢献し得る「逞しい人材」の育成を目指す。

2 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき浜松北高等学校（以下本校と称す。）におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、教職員がいじめを個人で抱え込まず組織として対応するための体制について定める。

3 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの表れとして、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要とされる。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。いじめには、さまざまな表れがあることに気をつけ、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめと本人が気づいていなかつたりする場合もあることから、

その生徒や周りの状況等をしっかりと確認することが求められる。

また、特定の教職員のみでなく本校のいじめの防止等のための組織を適切に機能させ、情報を共有し、複数の目で確認することが重要である。

4 いじめの理解

○いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものである。

○嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

○「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、心身に重大な苦痛を生じさせる。

○いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がないことや、所属集団が閉鎖的であることが要因となる場合もある。

○「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにする必要がある。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの問題に取り組むに当たっては、本校の生徒実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として関係者との認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめの問題への認識

ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。

イ いじめは、全ての生徒に関係する問題である。

(2) いじめの問題への指導方針

ア いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。

イ 全ての生徒がいじめを行わないよう、またいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるように指導する。

ウ いじめの問題への対応は、生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や生徒自らいじめをなくそうとする態度を身に付けるなど望ましい集団づくりとあわせて指導する。

(3) いじめの問題への対応

ア いじめの防止等については、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。

イ いじめの通報を受けたり、いじめを受けたりしていると思われるときは、教職員は一人で抱え込むことなく組織的対応を行う。

ウ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

5 いじめ防止基本方針の広報啓発

本基本方針策定後は、本校ホームページで公表し、年度当初に生徒・保護者等に周知する。

6 学校評価による取組の改善

本基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

第2章 組織の設置等

いじめの問題に取り組むにあたり教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うための組織を校内に設置し、次の各項について生徒指導部、保健指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- ① いじめに係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- ② いじめに係る校内研修計画の策定
- ③ いじめに係る関係機関連携
- ④ いじめ防止及び早期発見に係る生徒及び保護者への啓発・広報
- ⑤ いじめに係る相談窓口の設置・広報
- ⑥ いじめの疑いに関する情報の収集・共有及び組織対応の中核的役割
- ⑦ 重大な事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成

1 組織の設置

(1) 「いじめ問題対策委員会」の組織と役割

ア いじめの未然防止と早期発見、またいじめを認知した場合の解決に向けて「いじめ問題対策委員会」を設置する。

イ 構成員

校長、副校長、○教頭、生徒指導主事、保健主事、養護教諭とし、必要に応じて学年主任、学級担任、部活動顧問、教育相談担当、生徒指導部、人権教育担当や外部専門家（スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、弁護士（スクールロイヤー）、警察関係者等）を加えるものとする。

ウ 委員会の取組内容

いじめ防止基本方針の作成・改善

いじめ防止のための年間指導計画の作成

いじめ防止のための各種研修会の企画立案

いじめ早期発見のためのアンケートの実施と結果報告 等

いじめの訴えを踏まえた事実関係の正確な調査・把握

関係者への指導や支援体制及び対応方針の決定

※学校が組織的かつ実効的に取り組むに当たり中核となる役割を担う。

※いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、母体となる。事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

2 教職員の役割

(1) 教職員の役割

ア 校長：本校の基本方針に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。

イ 副校長：校長を助け、指示を受けて、または校長代理として、いじめの防止等及び対応が組織的かつ実効的に機能するように措置を講ずる。

ウ 教頭：校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。

エ 教務部長：いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。

オ 生徒指導部長：いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。

カ 保健指導部長：生徒の心身の状態を踏まえ、適切な支援措置を検討する。

キ 学年主任：学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。

ク 養護教諭：生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。

ケ 学級担任・教科担任・部活動指導に関わる教職員：

生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。

コ 教育相談担当：生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。

サ 人権担当：生徒・保護者の状況に基づき必要な措置を検討する。

シ 外部専門家（SC、SSW、スクールロイヤー、警察など）：

生徒や家庭との対応に関する相談、助言を専門的見地から行う。

第3章 いじめの防止

1 基本的な考え方

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止にすべての教職員で取り組む。そのためには、生徒が良好な友人関係を構築することが重要であり、すべての生徒が規律正しい態度で授業に参加し、主体的に学校行事に参加・活躍できるような集団づくり、学校づくりを進める。

2 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、学校生活やより良い人間関係づくりについて、生徒自らが考える機会を設けるなど教育活動全体を通じて道徳教育等を推進する。

3 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合は学校に相談するようホームページ等による啓発に取り組む。また、重大事案が発生した場合は、第三者である専門家（弁護士、警察、カウンセラー等）や学校運営協議会委員から協力・助言を求めることを周知する。

4 配慮を要する生徒への支援と教職員の資質向上

特に配慮が必要な生徒については日常的に、配慮を必要とする生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行うとともに、教職員の資質能力向上を図る。

5 学校評価による取組の改善

いじめの防止等のための取組にかかる達成目標に対して、学校評価において目標の達成状況を評価する。

6 年間指導計画

	内 容	目 的
1 学 期	緊急メールの登録（1年）	緊急連絡体制を確認する（防止、早期発見・早期対応）
	いじめ防止基本方針の周知	（教職員）いじめへの取組について周知し、理解を図る。重大事態への対応についても職員に周知する （生徒・保護者）入学時・年度当初に周知し、予防及び迅速な対応につなげる（防止、早期発見・早期対応）
	HR面接週間（4月）	生徒の生活状況を把握し、担任と生徒の関係を築く （防止、早期発見・早期対応）
	心理検査	生徒の自己理解、教職員の生徒理解を深める（防止）
	ネットパトロール	教委からの情報を受けて対応する（早期発見・早期対応）
	三者面談（7月）	生徒の状況を家庭と共有する（早期発見・早期対応）

2 学 期	保健アンケート（8月）	生徒の心身の状況を把握し、いじめの早期発見・早期対応につなげる（防止）
	HR面接週間（9月）	生徒の生活状況を把握し、担任と生徒の関係を築く（早期発見・早期対応）
	ネットパトロール	教育委員会からの提供情報を踏まえて対応する（早期発見・早期対応）
	職員研修	職員対象とする研修を実施し、生徒理解を深め、人権意識を高める（防止）
	学校評価アンケート(11月)	生徒や職員の状況を把握し、学級・学校経営につなげる（防止）
	いじめアンケート（11月）	いじめの早期発見・早期対応につなげる（防止）
3 学 期	いじめ防止基本方針の見直し	1年間を振り返り、必要に応じた改定を行う（防止）
	ネットパトロール	教育委員会からの情報により対応する（早期発見・早期対応）
	きずなネットの更新	緊急連絡手段を確認する（防止、早期発見・早期対応）
年 間	スクールカウンセラー面談	依頼生徒に発達状況・特性を踏まえた助言を受けるとともに、教職員への助言を受ける（早期発見・早期対応、防止）
	打ち合わせ・諸会議	生徒の特性や生徒間の状況を職員間で情報共有する（早期発見・早期対応、防止）

第4章 いじめの早期発見・早期対応

1 基本的な考え方

教職員は生徒との信頼関係を築くことに努め、生徒からの相談や情報提供を真摯に受け止めるとともに、生徒の変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、気になる情報について教職員間で共有し、組織的で遅延のない対応を心掛ける。

2 いじめの情報共有

教職員がいじめと疑われる行為を発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員が情報を抱え込み、いじめ対策組織に報告を怠ることがないように、情報共有の手順や情報共有すべき情報を明確にする。

3 早期発見・早期対応のための具体的対応

- (1) 生徒の声に耳を傾ける。（日常の観察・記録、個別面談、アンケート調査等）
- (2) 生徒の行動を注視する。（健康調査、ネットパトロール等）
- (3) 保護者と情報を共有する。（文書・メール・電話等での連絡、家庭訪問、保護者会等）
- (4) 行政等の関係機関と日常的に連携する。（行政等の関係機関との情報共有等）
- (5) その他

ア いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持つことが求められる。また、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが重要である。

イ 教職員は、何よりも「生徒のちょっとした変化」に気づき、相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から生徒との信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日誌やノートへの記述等を通して、日頃から生徒とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。併せて、気になる生徒については随時記録を作成する。

ウ 面談やアンケート調査は次のように実施する。

- ・定期面談：担任による（学期に1回程度）
 - ・アンケート調査：年に2回の調査による（ウェブ又は紙面）（5年間保存）
- ※いじめが疑われる内容は、
- ① 速やかに個人面談をする
 - ② 「いじめ問題対策委員会」を招集し、対応を検討する

第5章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめと疑われる問題が生じたときには、学校は、事実関係を明確にするための調査を行う。その際、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした姿勢で加害生徒に対応する。

なお、この具体的対応については、記録を作成し、適切に管理する。

2 発見・通報を受けた時の具体的対応

(1) いじめの相談・通報

いじめと疑われる行為の通報・相談を受けた場合は、真摯に傾聴する。

いじめと疑われる行為を発見した場合は、速やかにその行為をやめさせるとともに、学級担任・学年に報告し、事実（概要）確認を行う。

(2) いじめ問題対策委員会の開催

いじめ問題対策委員会をただちに開催し、いじめの事実（詳細）を確認するための方法（聞き取り、アンケート等）の検討・決定を行う。

(3) 聞き取り

ア 聞き取りの手順

- ① 被害者からの聞き取りを行う。
- ② 周囲の生徒からの聞き取りを行う。

③ 加害者からの聞き取りを行う。

イ 聞き取りに際しての留意事項

- ・複数の教職員で、丁寧に聞き取る。
- ・安心して話せるように、人目に付きにくい場所や時間帯に配慮する。
- ・情報を5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）に基づき、適切に記録する。
- ・いじめ問題対策委員会開催用に記録を作成する。

(4) **いじめ問題対策委員会の開催**

記録がまとめ次第、いじめ問題対策委員会を招集し、(3)で聞き取った内容の確認を行う。

(5-1) **軽微と判断される時**

軽微ないじめ（※）では状況に応じて、必ずしもすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らず、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応が必要である。（※好意から行った行為が意図せず相手に心身の苦痛を感じさせたり、軽い言葉で相手を傷つけたりしたが、加害者が謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築こうとした場合など。）この場合も、保護者への連絡を行うことが望ましい。

(5-2) **いじめと判断される場合**

ア いじめを受けた生徒には、安心できる場を確保し、いじめを行った生徒には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「いじめ問題対策委員会」が中心となって、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合ってみ届ける。

イ いじめを行った生徒に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

ウ 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。

（例）窃盗（教科書等の所持品を盗む。）

器物損壊（自転車を故意に破損させる。）等

エ 校長及び教職員は、生徒がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、生徒に対して叱責、訓告、懲戒、出席停止等を課すことができる。

オ インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。

(5-3) **重大事態と判断される場合**

当該行為により、心身に重大な被害が生じるおそれがあるときは、重大事態と判断する。重大事態に対応した組織を校内に編成するとともに、第三者としてカウン

セラール、医療、弁護士、警察、児童相談所などを加えた専門チームを編成する。

重大事態の定義、対応等については、第6章に掲載する。

(6) **いじめに関わる措置**

当該行為がいじめと認められた場合は、次の対応を適切に行う。

ア 事実の記録・整理

関係生徒、保護者等からの聴取内容を踏まえ、事実を時系列で整理・記録する。

イ 県教委との連携・報告

作成された記録に基づき、報告書を作成し、委員長は県教育委員会高校教育課に報告する。指示を受け、必要があれば連携して対応を図る。

ウ 対応方針の決定

事象を踏まえて、対応方針及び措置をいじめ問題対策委員会で決定する。

エ 外部専門機関との連携

カウンセラー等の専門家、警察や児童相談所等の外部機関と連携（相談、通報等）を行う。特に、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、ためらうことなく所管警察署と相談して対処する。

オ 被害生徒への対応

被害生徒への聞き取り、情報の整理を行う。そののち、迅速に保護者に事実関係を報告する。

被害生徒の心配や不安を取り除き、安心して学校教育を受けられる体制・環境を確保する。また、必要に応じてカウンセラー等の協力を得て、いじめ後遺症へのケアを行う。

カ 加害生徒の指導

加害生徒への聴取、情報の整理ののち、迅速に保護者に事実関係を報告する。教育上必要と認めるときは、いじめ問題対策委員会の判断のもと、生徒指導部を中心とする指導とし、生徒指導内規により措置を行う。

加害生徒には、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。また、その保護者には適切に助言を行い、当該生徒の人格の成長、社会性の向上を主眼に置き、連携して指導を行う。

なお、対応や判断に迷う場合には、県教育委員会高校教育課に相談する。

キ いじめの解消

次の2点を満たす場合、いじめが「解消している」状態とする。

- ・いじめに係る行為が少なくとも3か月の間、見られないこと。
- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を強く感じていないこと。

ク 再発防止

被害生徒への対応・加害生徒の指導後、その状況を継続して見守る。

再発防止のために、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境を生徒間、教

職員間で築く。

(例) 道徳教育、自主的活動の場の設定、保護者や地域への啓発、配慮を要する生徒への支援、教職員の資質向上、学校評価による取組の改善等。

第6章 重大事態への対応

1 基本的な考え方

重大事態と判断される場合は、県教育委員会に報告するとともに、いじめ問題対策委員会における検討を踏まえ、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

また、重篤な内容であることに留意しつつ、「いじめの重大事態対応マニュアル」(令和3年3月、静岡県教育委員会)を踏まえ、適切に対処する。

2 重大事態の定義

重大事態とは、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

(1) いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害があった場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

(2) いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)

(3) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

3 重大事態への対応

(1) 教育委員会への報告

速やかに県教育委員会高校教育課に報告し、指導や支援を依頼する。

(2) 調査組織の設置

教育委員会の判断により本校が事案の調査を行う主体となる場合は、学校に設置されているいじめ対策委員会に第三者として専門家を加え、調査組織とする。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(令和6年8月)を踏まえ、教育委員会の指導・支援により、客観的な事実関係を明確にするための基礎調査を行う。調査は網羅的、明確に行う(臨時アンケートや聞き取り調査など)。

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのよ

うな態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にし、記録する。

(4) 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。調査結果について、学校は教育委員会に報告する。

(5) 報道対応

報道対応は、個人情報保護に配慮し、県教育委員会の協力のもと、正確で一貫した情報提供を行う。

(6) 心の緊急支援

教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う際、学校は、専門家チームの助言や支援を求めることできる。

なお、教育委員会は、生徒の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神科医、公認心理士、精神保健福祉士等からなる静岡県こころの緊急支援チーム（CRT）と連携し、心の緊急支援を同時に行っていく。

(7) その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがある。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった生徒だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつたために心身の苦痛を感じてしまう生徒や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備する。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意する。

(別紙)

いじめにかかる重大事態発生後の流れ（フロー）

■いじめの疑いに関する情報

法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」においていじめの疑いに関する情報の収集、記録共有及びいじめの事実の確認を行い、結果を学校の設置者へ報告する。

■重大事態の発生

重大事態の発生を学校の設置者に報告

重大事態とは・・・

- (1)生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2)相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

■調査 → 学校の設置者（県教育委員会）が調査主体を判断

【学校が調査主体の場合】

学校の設置者の指導、助言のもと、以下のような対応に当たる

- 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報提供
- 調査結果を学校の設置者に報告
- 調査結果を踏まえた必要な措置

【学校の設置者が調査主体の場合】

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

(参考)

- ・「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月、文部科学省）
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月、文部科学省）
- ・「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」（平成30年3月、静岡県教育委員会）
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月、文部科学省）
- ・「いじめ防止対策のさらなる強化等について」（令和6年12月、文部科学省）
- ・「県立学校におけるいじめの重大事態対応マニュアル」（令和7年3月、静岡県教育委員会）